

# 山口県報

令和7年  
1月10日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定  
(廃棄物・リサイクル対策課)……………一
- 保安林予定森林(岩国市) (森林整備課)……………一
- 公告  
公共測量の実施(監理課)……………二
- 選管告示  
山口県選挙管理委員会委員長選挙において当選人となった者の住所及び氏名……………二
- 政治団体の名称等……………二
- 政治団体の異動事項……………二
- 解散等に係る政治団体の名称等……………三



### 山口県告示第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

令和七年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 指定区域

山口市大内御堀字灰迫一一四九一番のうち別図に示す区域、一一四九二番のうち別図に示す区域、一一四九三番のうち別図に示す区域、一一四九四番のうち別図に示す

区域、一一四九五番のうち別図に示す区域、一一四九六番一、一一四九六番二、一一四九七番のうち別図に示す区域、一一四九八番のうち別図に示す区域、一一四九九番のうち別図に示す区域、一一五〇〇番のうち別図に示す区域、一一五〇一番のうち別図に示す区域、一一五〇二番のうち別図に示す区域、字深谷三八八二番一、三八八二番二、三八八三番、三八八四番、三八八五番一のうち別図に示す区域、三八八五番二のうち別図に示す区域、三八八五番三、三八八五番四及び字大村三八四八番一のうち別図に示す区域

#### 二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年省令第三十五号)第十条の三十一第一号に規定する埋立地

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

### 山口県告示第二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林予定森林の所在場所

岩国市周東町上須通字最の埵六五〇、六五三、六五四、字坂根六五五、六五五の一、六六七の一、六六七の二、六六七の四、六七一、六七二の一から六七二の四まで、六七三から六七六まで、一〇五三五の一、一〇五三五の二、字農ヶ浴六五九、六六〇、六六〇の一、六六五、六六六、一〇〇二〇、字桂六六四の一、一〇〇〇二の七、一〇〇〇二の八、一〇〇二七、一〇〇三一の一、一〇〇三一の三、一〇〇三三、字空一〇〇三六

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町上須通字坂根六六七の二・六七五・六七六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(3D都市モデル作成)
- 二 作業の地域  
周南市
- 三 作業の期間  
令和六年五月十七日から令和七年三月二十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第一号

令和六年十二月二十五日に行つた山口県選挙管理委員会委員長の選挙において当選人となつた者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和七年一月十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦  
 住 所 山口市江良三丁目二番三三号  
 氏 名 黒瀬 邦彦

山口県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年一月十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出日)
山口県自由民主党山口県遊技産業支部	網永 浩之	松永 英行	山口市小郡黄金町6番77号		令和6、6、9、6
ふきあげ政子後援会	吹上 政子	西岡 広伸	下関市田中町6番23号		8、30
いながきのぶこ後援会	岡村 晃治	川村 郁子	光市虹ヶ浜3丁目9番60号		8、14
元気な長門を創る会	尾崎 貴夫	尾崎 貴夫	長門市日置上5332の2		11、27
さがわゆかりの会	佐川由香里	松村 麻友	光市浅江3丁目23番29号		8、14
田村けい後援会	田村 継	田村 継	長門市西深川2038の2		11、7
中谷さとし後援会	中谷 哲	中谷 哲	防府市大字台道253		8、6
濱本サポーターズ	濱本 健吾	濱本美友紀	山陽小野田市日の出3丁目14番2-102号		8、29
藤川みゆき後援会	藤川みゆき	浜松みどり	光市大字岩田2488の4		8、14

山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が

あつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和七年一月十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 藤 邦 彦

政治団体の名称	代表者の名氏	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
自由民主党山口県支部連合会	新谷 和彦	事務所	山口市天花/丁目5番22号 宇部市沼2丁目/2番23号	山口市大手町9番/1号 下関市細江町2丁目2番/1号	令和6、3
自由民主党山口県ちんたい支部	大野 健二	代表者	大野 健二	岡本 貴文	” 12
			会計責任者	金重 貴之	
活力あふれる萩市政を実現する会	中村剛太郎	名称	活力あふれる萩市政を実現する会	暮らし満足度日本一の萩を実現する会	” 11、20
幸福実現党下関後援会	中屋 一美	代表者	中屋 一美	井上 愛	” 9、1
			会計責任者	中屋 一美	
斉藤マリ子後援会	小谷 賀織	代表者	小谷 賀織	藤田登美子	” 8、25
山陽小野田市の課題を考える会	濱本 健吾	名称	山陽小野田市の課題を考える会	濱本サポー	” 9、5
			代表者	恒松 沙月	
つねまつ恵子後援会	恒松 沙月	代表者	恒松 沙月	小柳 明治	” 11、10
日本臨床検査技師連盟山口県支部	淡田 秀美	”	淡田 秀美	吉本 裕史	” 10、1
			”	深田 慎治	
三原昭治後援会	深田 慎治	”	深田 慎治	佐竹 利介	” ”
山口四つ葉会	大原 敬典	会計責任者	藤掛 俊二	原田 滝一	” 8、23

山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年一月十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 藤 邦 彦

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
市川ひろし後援会	能美 龍文	市川万智子	光市光井7丁目38番7号	令和6、10
大石あやめ後援会	金子 栄彦	古松 勝彦	宇部市五十目山町7番5号	” 10、19
大西明子後援会	米重 政彦	佐々木春行	岩国市南岩国町2丁目05番5号	” 8、17
周防大島町を元気にする会	竹田 茂伸	竹田 茂伸	大島郡周防大島町大字東安下庄1087の6	” 11、24
中村ふみこ後援会	神庭 哲郎	中村 修志	周南市西松原4丁目2番29号	” 6、19
深田慎治後援会	田中 芳男	深田 友美	防府市警固町/丁目6番45号	” 11、26

令和七年一月十日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁